

岡山市指定管理者制度の概要・運用

令和8年4月

財産活用マネジメント推進課

はじめに

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年6月13日公布、同年9月2日施行）により、公の施設の管理について適正かつ効率的な運用を図ることを目的とした指定管理者制度が創設されました。

本概要・運用版は、地方自治法及び岡山市公の施設の管理等に関する規則（平成19年市規則第314号）に基づき、指定管理者制度の導入に際しての基本的な手続きや留意事項について取りまとめたものです。

■ 岡山市における指定管理者制度運用に関する主な経過

平成15年6月	《地方自治法の一部を改正する法律公布（同年9月施行）》
平成16年11月	「指定管理者制度運用方針」、「指定管理者制度の運用に関する要綱」を策定
平成17年5月	「指定管理者制度導入に係る事務処理について」を策定
平成18年2月	「指定管理者制度運用方針」を改正
同年4月	指定管理者による公の施設の管理・運営開始
平成19年9月	「岡山市公の施設の管理等に関する規則」を制定 「岡山市公の施設の管理等に関する検討委員会設置規程」を制定
同年10月	「指定管理者制度導入に係る事務処理について」を改正
平成25年4月	「岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会設置条例」を制定 （「岡山市公の施設の管理等に関する規則」を改正）
同年8月	「指定管理者制度運用マニュアル」を策定
平成26年7月	「岡山市公共施設等マネジメント推進本部及び公共施設等マネジメント推進委員会設置規程」を制定 （「岡山市公の施設の管理等に関する規則」を一部改正） （「岡山市公の施設の管理等に関する検討委員会設置規程」を廃止）
令和4年6月	「岡山市公の施設の管理等に関する規則」を一部改正

目 次

第1章 指定管理者制度の概要

1 公の施設とは	1
(1) 公の施設	1
(2) 公の施設の設置及び管理	2
2 指定管理者制度とは	2
3 旧管理委託制度と指定管理者制度	3
4 指定管理者の行使できる権限の範囲	4
(1) 指定（行政処分）による権限の委任	4
(2) 指定管理者に委任することができない事務	4
5 指定管理者の「指定」の性格	5
6 利用料金制度	5
(1) 利用料金制度	5
(2) 利用料金制度導入の検討	7
7 自主事業	8

第2章 指定管理者制度の運用

1 指定管理者制度導入にあたっての基本方針	9
2 岡山市の指定管理者制度運用における体系	10
(1) 指定管理者制度運用における組織体系	10
(2) 指定管理者制度運用における法令体系	11
3 指定管理者制度導入における基本的な事務の流れ	12
4 公共施設等マネジメント推進委員会	13
(1) 推進委員会の構成員	13
(2) 推進委員会で検討する事項	13
5 岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会	14
(1) 選定委員会の所掌事務	14
(2) 選定委員会の構成	15
(3) 委員等の選任	16
(4) 会議の公開・非公開及び傍聴	17
(5) 会議結果及び答申	17
6 公の施設の点検と指定管理者導入施設の考え方	18
(1) 公の施設の点検	18
(2) 管理運営方針の検討	19
(3) 「岡山市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」による検討	20
(4) 設置条例の改正	21
(5) 指定管理者の公募・非公募	21
(6) 指定管理者導入施設の組合せ	22
(7) 指定期間	22
(8) 公共施設のオンライン予約システム導入の検討	22
7 指定管理者制度と民間資金等の活用による公共施設等の整備等の 促進に関する法律（PFI 法）の関係	23
(1) 指定管理者制度と PFI	23
(2) 指定管理者制度と PFI 方式の併用	24

第1章 指定管理者制度の概要

1 公の施設とは

(1) 公の施設

公の施設とは、地方自治法（以下「法」といいます。）第244条第1項において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、次の5つの要件を満たすものと考えられています。

① 住民の利用に供するためのもの

⇒ 住民の利用に供することを目的としない庁舎、事務所等は、公の施設ではありません。

② 当該普通地方公共団体の住民の利用に供するためのもの

⇒ 当該普通地方公共団体の住民が利用できないような物品陳列所等は、公の施設ではありません。

③ 住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの

⇒ 地方公共団体の収益事業のために設けられる競輪場や、社会公共秩序を維持するために設けられる留置場等は、公の施設ではありません。

④ 普通地方公共団体が設けるもの

⑤ 施設であること

⇒ 物的施設を中心とする概念であり、人的手段は必ずしもその要素ではありません。

また、公の施設の設置にあたっては、地方公共団体は必ずしも所有権を取得する必要はなく、賃借権、使用貸借権等によって施設を住民に利用させる権限を取得した場合においても、当該施設を公の施設とすることができます。

【法第244条】（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。 （以下省略）

なお、総務省が実施している「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査」においては、公の施設を次のとおり分類しています。

施設分類	施設の内容
レクリエーション・スポーツ施設	体育館、武道場等、競技場（野球場、テニスコート等）、プール、海水浴場、宿泊休養施設（ホテル、国民宿舎等）、休養施設（公衆浴場、海・山の家等）、キャンプ場等、学校施設（照明管理、一部開放等）
産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
基盤施設	公園、公営住宅、駐車場・駐輪場、水道施設、下水道終末処理場、港湾施設（漁港、コンテナ、旅客船ターミナル等）、霊園、斎場等
文教施設	図書館、博物館（美術館、科学館、歴史館、動物園等）、公民館・市民会館等、文化会館等、合宿所、研修所等（青少年の家を含む）
社会福祉施設	病院、診療所、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター、児童クラブ、学童館等、保育園等

(2) 公の施設の設置及び管理

公の施設の設置、運営に必要な事項は、法第244条から第244条の4において定められています。

公の施設の設置及び管理に関する事項は、法律又はこれに基づく政令に特別な定めがあるものを除くほか、条例で定めることとされています。【法第244条の2第1項】

【法第244条の2】（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別な定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。（以下省略）

ア 公の施設の設置

公の施設の設置は、住民の利用に供する施設の使用を開始することです。

新設の公の施設は、供用開始時点が公の施設としての開始時期であり、供用開始日から指定管理者制度の導入ができます。事前に特別な準備が必要である場合には、指定に関する議会の議決日以降に、別に委託契約を締結する等の方法により実施することができます。なお、設置条例において、施設の供用開始日前に管理業務を開始することができる旨の規定（準備行為規定）を設けた場合には、施設の供用開始日前の期間を、事前準備期間として指定期間に含めることができます。

イ 設置に関する条例

公の施設の設置条例は、統一した条例でも個別の条例でもよいのですが、岡山市では基本的には個別に設置条例を設けることとしています。

同様の施設がある場合には、個々の施設をまとめて一つの条例で、一括して定めているものもあります。

（例：岡山市公園条例、岡山市社会体育施設条例、岡山市立図書館条例等）

ウ 法律又はこれに基づく政令に特別な定めがあるもの

道路の路線の認定【道路法第7条、第8条】、公民館【社会教育法第24条】、都市公園【都市公園法第18条】、公共下水道【下水道法第25条】等が該当します。

2 指定管理者制度とは

平成15年9月の「地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）」の施行により、公の施設の管理を、地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限って委託できるとした管理委託制度が廃止され、これらの団体に加え幅広く民間事業者を含んだ地方公共団体が指定するもの（以下「指定管理者」といいます。）が管理を代行する指定管理者制度が創設されました。

指定管理者制度は、公の施設の管理運営を通じて政策目的を達成するための手法の一つであり、その目的は「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ること」であるとされています。

●【地方自治法の一部を改正する法律の公布について（平成15年総行第87号）】（以下「総務省通知第87号」といいます。）第2を参照。

3 旧管理委託制度と指定管理者制度

従来の管理委託制度では、当該公の施設の管理権限及び責任は、設置者たる地方公共団体が有することから、利用料金制度¹は認められていても、行政処分に該当する使用許可等は委託できませんでした。また、管理受託者になり得る者も、政令で定める地方公共団体の出資法人や、公共団体、公共的団体に限定されていました。

一方、指定管理者制度は、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、指定管理者は、利用料金制度のほか行政処分に該当する使用許可も行うことができます。

この場合、設置者たる地方公共団体は、管理権限の行使自体は行わず、指定管理者の管理権限の行使について設置者としての責任を果たす立場から、必要に応じて指示等を行い、指示に従わない場合等には指定の取消し等を行うことができるとしています。

また、指定管理者となるものについても特段の制約を設けず、民間事業者も指定管理者となれるものとしています。

両者の比較は、下表のとおりです。

	旧管理委託制度	指定管理者制度
法的性質	委託契約	行政処分 ※管理運営の細目等については、協定により規定
管理運営の主体	<ul style="list-style-type: none"> 公共団体、公共的団体、地方自治体の出資法人等に限定。 相手方を条例で規定。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者を含む幅広い団体（法人格は不要。ただし、個人は除く） 議会の議決を経て指定
権限と業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置者である地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。 施設の管理権限及び責任は地方自治体が引き続き有する。（使用許可権限は付与できない） 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理権限を指定管理者に委任（使用許可権限を含む）。 地方自治体は、管理権限は行使せず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。
条例で規定する内容	<ul style="list-style-type: none"> 委託の条件、相手方等。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等。

¹利用料金制度 … 公の施設の利用に係る料金を管理者が自らの収入として収受する制度

4 指定管理者の行使できる権限の範囲

(1) 指定（行政処分）による権限の委任

指定により権限の委任の効果が発生するので、当該施設の管理権限は地方公共団体から指定管理者へ移ります。

つまり、指定管理者は当該施設の管理について「事務の主体」ではなく「権限の主体」として管理業務を行うものですが、指定管理者が地方公共団体に代わって当該公の施設の事務を行う公共団体になるわけではありません。

なお、岡山市の公の施設における指定管理者は、市長や教育委員会に代わって岡山市の事務である公の施設の管理を行う「機関」として、管理権限を行使します。したがって、岡山市行政手続条例（平成9年12月22日市条例第15号）が適用されます。

(2) 指定管理者に委任することができない事務

公の施設の管理に関連する業務であっても、法令により地方公共団体の長のみが行うこととされている事項等は、指定管理者に行わせることができません。指定管理者制度を導入しても、当該施設の所有者（あるいは借主）は地方公共団体であること、当該施設の管理は地方公共団体の事務であることに変わりはありません。したがって、次のような権限については、地方公共団体から指定管理者に委任することができません。

●【法第244条の2第3項】、【総務省通知第87号】第2-1-(2)を参照。

- 使用料の強制徴収【法第231条の3】
- 不服申立てに対する決定【法第244条の4】
- 行政財産の目的外使用許可【法第238条の4第7項】

■ 行政財産の目的外使用許可 ●【総務省通知第87号】第2-1-(2)を参照。

施設の利用許可等の権限については指定管理者に付与することが可能ですが、行政財産の目的外使用の許可権限については、法上、地方公共団体の長が引き続き有することとされているため、指定管理者が権限を行使できるものではありません。

例えば、指定管理者に管理運営を任せている施設への飲料水等の自動販売機や食堂・喫茶の設置について、当該施設の設置条例において当該施設で行う事業として定められていない場合には、「行政財産の目的外使用許可」として地方公共団体の長が行政処分を行うこととなります。

また、指定管理者が、管理する公の施設の一部を管理業務に必要な範囲を超えて事務所として使用を希望する場合等においても、行政財産の目的外使用を許可してよいかどうかの判断を行った上で、よいと判断した場合には地方公共団体の長が行政処分「行政財産の目的外使用許可」を行うこととなり、合わせて使用料を徴収することとなります。

■ 地方公共団体としての責任

指定管理者に行政財産の管理権限を委任しても、地方公共団体が引き続き施設の所有者であり管理者であることに変わりはないため、指定管理者に管理運営を任せている施設においても、事故等が発生した場合には、国家賠償法第1条（公務員による不法行為による損害の賠償）、同法第2条（公の造営物の瑕疵による損害の賠償）並びに民法第7

15条（使用者責任）等に基づき、被害者は地方公共団体へ直接損害賠償を求めることができると考えられます。

5 指定管理者の「指定」の性格

指定管理者の指定は、行政処分的一种であり、「契約」ではありません。したがって、法第234条の契約に関する規定の適用はなく、同条に規定する「入札」の対象とはなりません。

また、指定管理者による公の施設の管理は、当該地方公共団体に代わって行うものであり、地方公共団体と指定管理者とが取引関係に立つ（指定管理者の提供するサービスを地方公共団体が買い上げる）ものではないため、一般的にはいわゆる「請負」には当たらないと解されています。

管理業務の実施にあたっての細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとなるので、その場合には両者の間で「協定」等を締結することが適当です。

- 【総務省通知第87号】第2-2-(3)を参照。

6 利用料金制度

(1) 利用料金制度

利用料金制度は、地方公共団体が適当と認める場合、公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」といいます。）を、指定管理者自らの収入として収受できる制度です。【法第244条の2第8項】

この制度は、公の施設の管理にあたり、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、当該団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図るために設けられたものです。

利用料金の決定にあたっては、条例の定めるところにより、地方公共団体の承認を受けて指定管理者が定めるものとされており、指定管理者が完全に自由に定められるわけではありません。利用料金制度を導入する場合は、設置条例で定める必要があります。【法第244条の2第9項】

- 【総務省通知第87号】第2-2-(2)を参照。

【法第244条の2】（公の施設の設置、管理及び廃止）

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

利用料金制度を採らない場合の施設使用料は、地方公共団体の歳入として徴収委託を受けた指定管理者が利用者から徴収し、地方公共団体へ納付することとなります。使用料の徴収又は収納の事務の委託は、指定管理の協定書とは別に徴収委託契約が必要であり、指定管理者の指定の公告とは別に徴収委託したことについて告示をする必要があります。【法第243条の2】

また、使用料は地方公共団体の歳入となるべき公法上の債権に基づく公金であるため、指定管理者が適正に徴収・納付事務が行えるよう施設所管課は施設の実情に応じたマニュアルを整備する等、過誤のリスクが低減するようにしておきます。

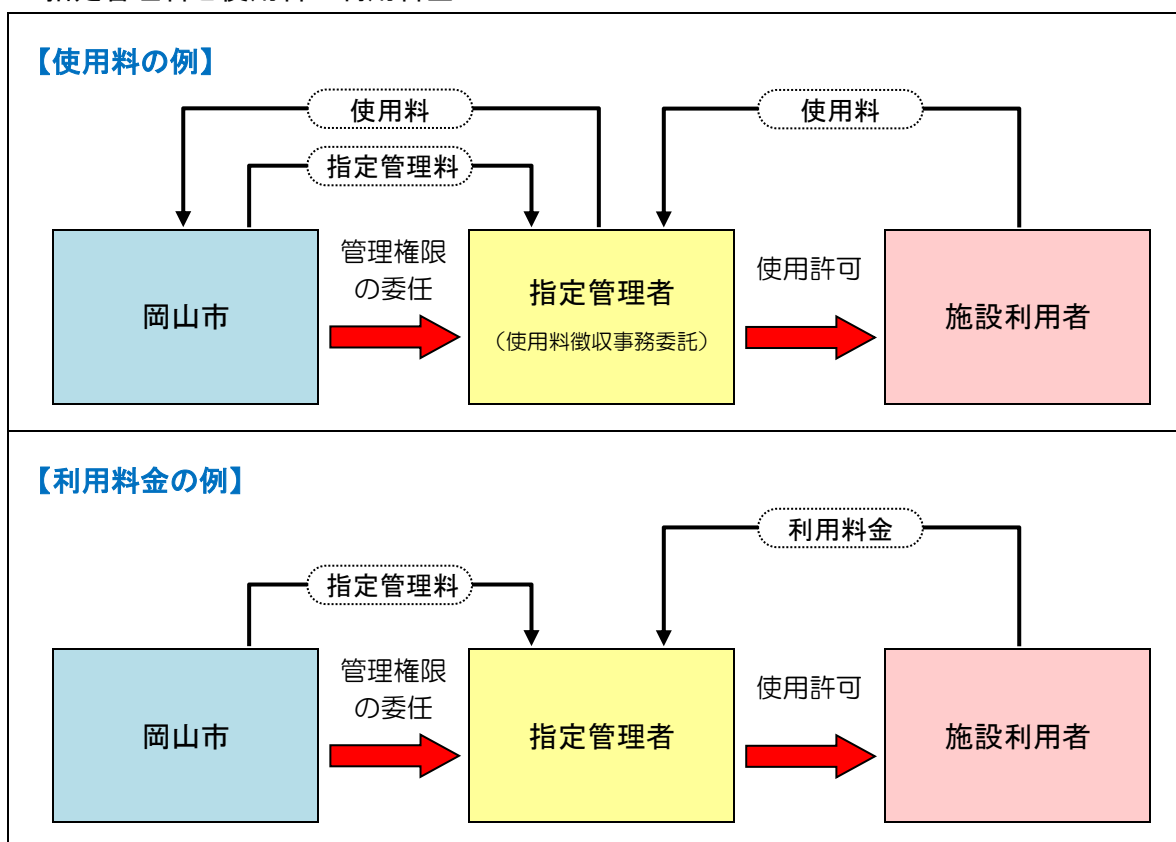
【法第243条の2】(指定公金事務取扱者)
 第243条の2 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務(以下この条及び次条第1項において「公金事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第243条の2の6までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。
 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。(以下省略)

■ 使用料と利用料金

使用料と利用料金は、ともに公の施設の利用の対価ですが、収入する者によりその性質は異なります。

使用料	地方公共団体の歳入となるべき公法上の債権に基づく公金
利用料金	指定管理者に帰属する私法上の収入(私債権)

■ 指定管理料と使用料・利用料金について



(2) 利用料金制度導入の検討

利用料金制度は、民間のノウハウや創意工夫を発揮させるインセンティブとして、また、会計事務の効率化を図るために創設されたものです。

利用料金制度は、法令等の規定により利用料金制が導入できない施設等を除き、施設の性格、設置の目的から施設利用に係る料金により収支採算が取れるような運営ができる施設が適していると考えられますが、利用料金のみでは収支採算が取れないような場合であっても、利用料金制度を導入することでメリットが発揮される場合もありますので、指定管理者制度の導入もしくは更新にあたっては多方面からの検討を行い総合的に判断し、利用料金制度の導入を積極的に検討してください。

ア 料金の承認

指定管理者が利用料金の額を定めるにあたっては、条例で定められた範囲内（金額の範囲、算定方法等）で、地方公共団体の承認を得ることが必要であり、指定管理者が自由に定められるわけではありません。

なお、岡山市事務決裁規程（平成4年市訓令甲第4号）（以下「事務決裁規程」といいます。）に基づき、利用料金の承認は課長決裁により決定することとなっています。

イ 減免及び還付

施設利用者に対する利用料金の減免が必要と考える場合は、あらかじめその基準を募集要項又は業務仕様書に記載しておく必要があります。

また、施設利用者を利用料金の還付（キャンセルの際の返金）を行う場合には、あらかじめ還付する場合の要件及び還付の方法を募集要項又は業務仕様書に記載しておく必要があります。

ウ 募集要項及び協定書への明記

利用料金制度を導入する場合には、施設利用料は指定管理者が徴する指定管理者自らの収入であることが分かるよう、募集要項及び協定書に明記しておくことが必要です。

エ 指定期間満了後の利用料金の取扱い

指定期間満了後の利用料金（前受金）については、指定管理者は次の指定管理者（期間満了後も指定管理者制度を採用する場合）、又は地方公共団体（期間満了後は直営に変更する場合）に引き渡します。

また、前受金の取扱いについては、募集要項、協定書等に明記し、トラブルがないようにしておきます。

7 自主事業

指定管理者は、地方公共団体の承認を得た場合、自ら管理する公の施設において、指定管理業務以外に自己の費用と自己の責任で、自主事業を実施することができます。

■ 指定管理者が実施する事業の区分

自主事業		
① 指定管理業務 公の施設の設置条例に規定され、業務仕様書に記載する事業	② 目的内自主事業 公の施設の設置目的の範囲内の自主事業 ・施設の使用許可及び使用料（利用料金）の納付	③ 目的外自主事業 公の施設の設置目的の範囲外の自主事業 ・行政財産の目的外使用許可及び使用料の納付
設置条例の目的の範囲内		

自主事業については、十分検討、協議したうえで、指定管理者に対し、事業内容の事前承認及び使用許可を行う必要があります。

また、指定管理者が、岡山市の行政財産を使用して自己の事業を行うことから、たとえ公の施設の設置目的の達成に寄与し、ひいては市民の満足度を上げることができるものであっても、原則は施設使用の対価として指定管理者から使用料を徴収します。

ただし、岡山市が特定の自主事業の実施を指定管理者に求めた場合には、使用料の減免の検討ができるものとします。

■ 自主事業の承認における確認事項

- ・ 本来の管理業務に支障がないこと。
- ・ 指定期間満了後には、原状回復が可能であること。（市が原状回復不要と認めた場合は除く。）
- ・ 施設の設置目的の達成に寄与する、利便性を高めるなどの効果があること。
- ・ 自己資金で実施すること。
- ・ 公の施設の設置条例に規定されている本来の管理業務の事業と経理を明確に区分すること。
- ・ 第三者に与えた損害は、指定管理者の責任において対処すること。（損害賠償保険へ加入するなどし、迅速かつ十分に対処可能であること。）

第2章 指定管理者制度の運用

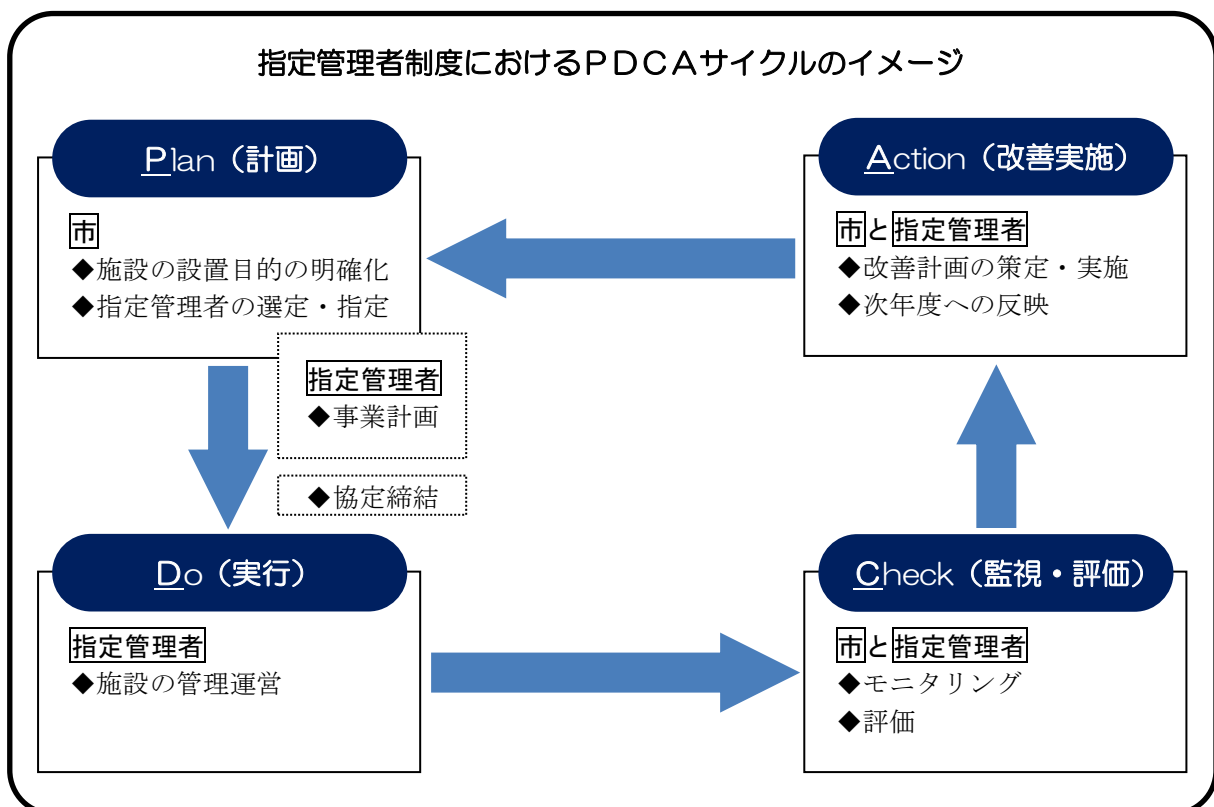
1 指定管理者制度導入にあたっての基本方針

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力・知見を活用しつつ、市民サービスの向上や経費の節減などを図るものです。また、指定管理者制度の導入及び運用に当たっては、市民への説明責任を果たしながら、公正公平に取扱いを決定していく必要があります。

各施設における制度導入の検討に当たっては、まず岡山市が公の施設の設置者として、公的責任を十分に果たすことを基本に、経済性及び市民サービス向上の観点等の検討を行っていきます。

具体的には、施設ごとに、設置目的、性質、管理状況、管理運営のあり方、施設管理を取り巻く状況、岡山市の施策との関連、地域との関わり等の行政の役割を踏まえ、総合的に施設の設置目的を最大限に発揮できるような管理運営のあり方を検討していきます。

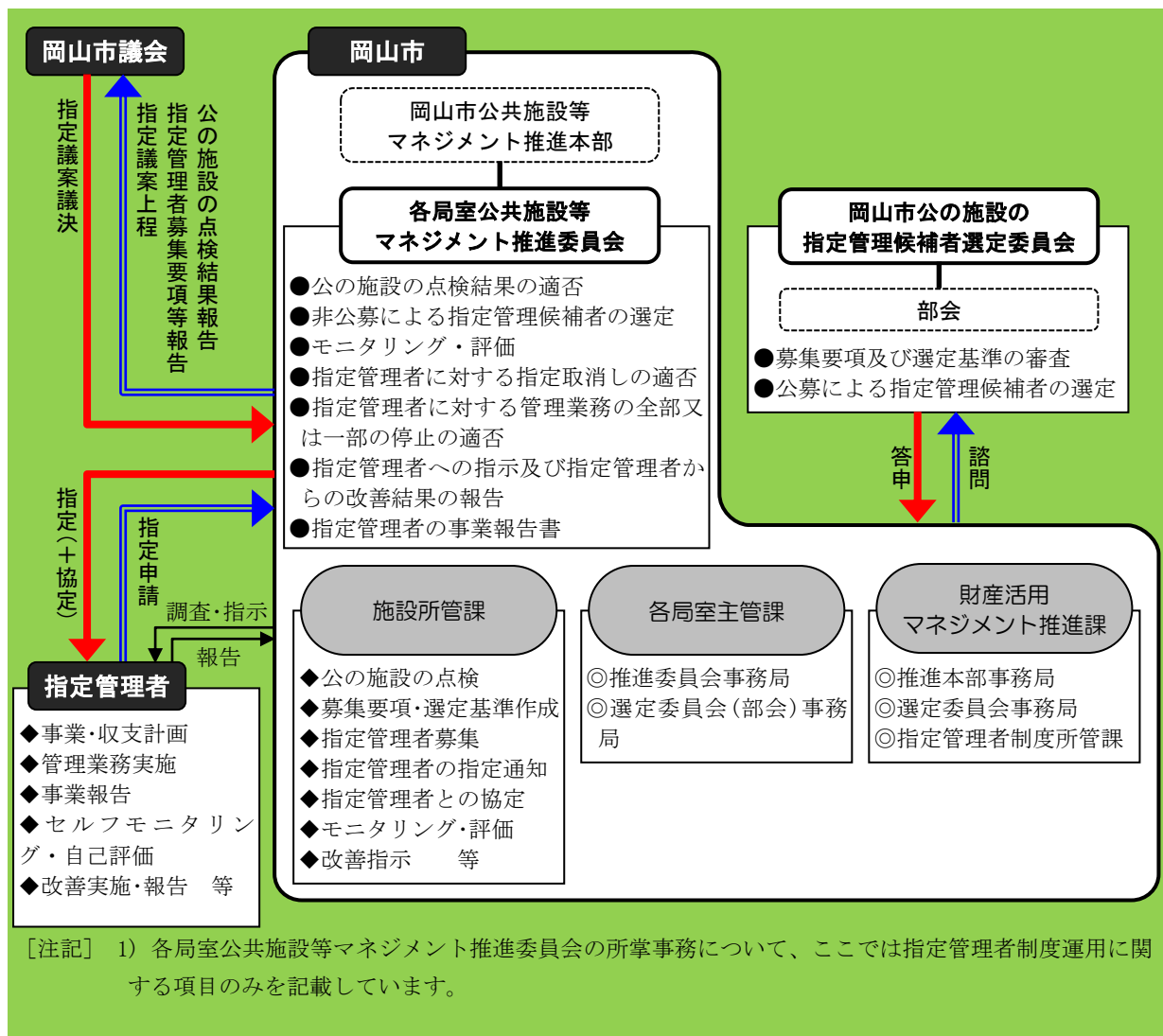
また、指定管理者制度はPDCAサイクルにより、持続的に改善しながら運営していくことが重要であり、毎年度、結果の評価を行いながら、市民サービスの向上と経費の節減を図っていきます。



2 岡山市の指定管理者制度運用における体系

(1) 指定管理者制度運用における組織体系

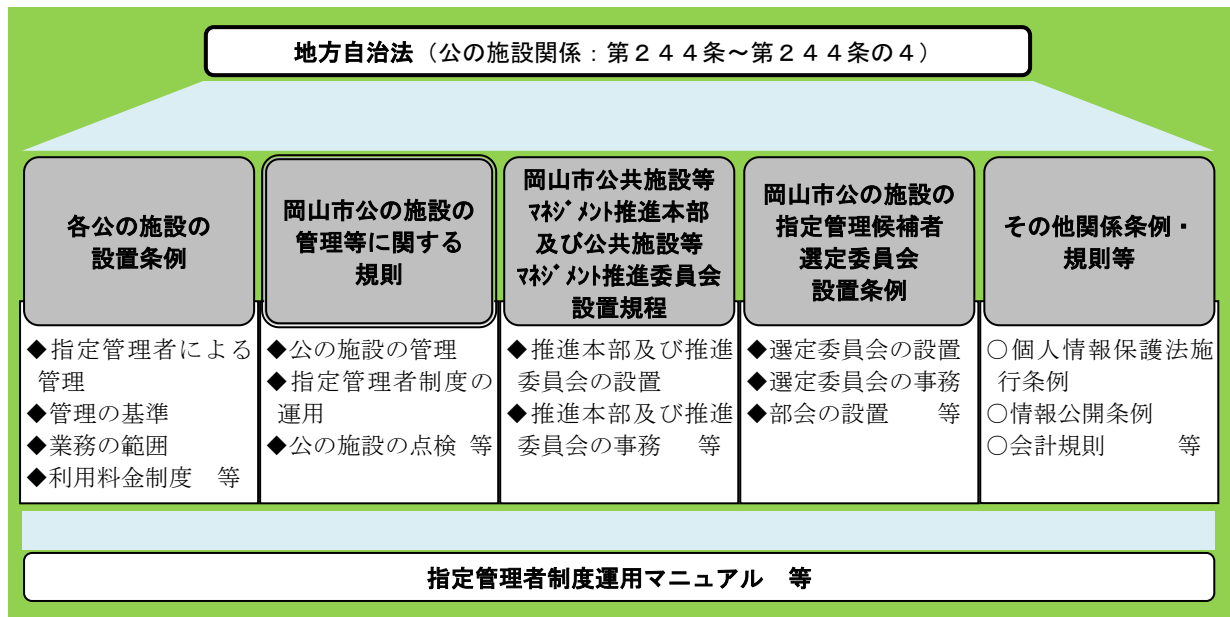
岡山市の指定管理者制度運用における組織体系は、下図のとおりです。



なお、公共施設等マネジメント推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）については、本章「4 公共施設等マネジメント推進委員会」に、また、岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）については、本章「5 岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会」に、詳細を記載しています。

(2) 指定管理者制度運用における法令体系

岡山市の指定管理者制度運用における法令体系は、下図のとおりとなっており、公の施設の管理等に関する事項については、「岡山市公の施設の管理等に関する規則（市規則第314号）」（以下「規則」といいます。）で規定しています。



3 指定管理者制度導入における基本的な事務の流れ

岡山市の指定管理者制度導入における基本的な事務の流れは、下表のようになります。

主な手続き		施設所管課の具体的な手続き	
①	公の施設の点検	<input type="checkbox"/> 公の施設の点検を実施（施設の必要性、指定管理か直営か、公募か非公募か、指定期間、管理施設の組合せ、非公募における指定管理候補予定者等の管理運営方針を検討） <input type="checkbox"/> 点検結果を <u>推進委員会</u> に報告 [⇒ <u>推進委員会</u> で検討 ⇒承認] ★公の施設の管理運営方針決定 <input type="checkbox"/> 点検結果を <u>市議会(常任委員会)</u> へ報告 <input type="checkbox"/> 点検結果を岡山市公式ウェブサイト公表	
②	設置条例の議決	※公の施設の設置条例の改正等が必要となる場合 <input type="checkbox"/> 設置条例（一部改正）を <u>市議会</u> へ上程 [⇒議決]	
③	募集要項の作成	【公募】	【非公募】
		<input type="checkbox"/> 募集要項、業務仕様書、選定基準等の原案作成 <input type="checkbox"/> 指定管理料上限額について財政課と協議 <input type="checkbox"/> <u>選定委員会</u> において審議 ⇒答申 (※諮問は財産活用マネジメント推進課) <input type="checkbox"/> 答申に基づき募集要項等を決定 <input type="checkbox"/> 公募の概要を <u>市議会(常任委員会)</u> へ報告	<input type="checkbox"/> 申請要項、業務仕様書、選定基準等の原案作成 <input type="checkbox"/> 指定管理料上限額について財政課と協議 [※候補者の採点を行う場合 <input type="checkbox"/> 申請要項等を <u>推進委員会</u> に付議 [⇒ <u>推進委員会</u> で審議 ⇒承認] <input type="checkbox"/> 申請要項等を決定
④	指定申請	<input type="checkbox"/> 公募による申請手続きを実施 <input type="checkbox"/> 応募者説明・現地見学会開催 <input type="checkbox"/> 質問への回答 <input type="checkbox"/> 申請書類受理（資格確認）	<input type="checkbox"/> 非公募による申請手続きを実施 <input type="checkbox"/> 質問への回答 <input type="checkbox"/> 申請書類受理（資格確認）
⑤	選定	<input type="checkbox"/> <u>選定委員会</u> において審議 ⇒答申 (※諮問は財産活用マネジメント推進課) <input type="checkbox"/> 答申に基づき指定管理候補者を決定	<input type="checkbox"/> 候補者の審査を <u>推進委員会</u> に付議 [⇒ <u>推進委員会</u> で候補者審査 ⇒承認] (必要に応じてヒアリング・採点を実施) <input type="checkbox"/> 承認に基づき指定管理候補者を決定
⑥	指定の議決 (債務負担行為設定)	<input type="checkbox"/> 指定管理料上限額の債務負担行為を設定 <input type="checkbox"/> 指定管理者の指定議案を <u>市議会</u> へ上程 [⇒議決]	
⑦	指定処分と協定締結	<input type="checkbox"/> 指定の通知 <input type="checkbox"/> 協定の締結	<input type="checkbox"/> 公告（指定） <input type="checkbox"/> 事務引継ぎ <input type="checkbox"/> 告示（使用料徴収事務者） ※使用料制の施設のみ
⑧	適正な管理運営の確保	<input type="checkbox"/> 事業報告書の確認 <input type="checkbox"/> モニタリング・評価	

4 公共施設等マネジメント推進委員会

岡山市では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理及び公の施設の効率的かつ効果的な管理運営を推進するため、平成26年7月に、岡山市公共施設等マネジメント推進本部及び公共施設等マネジメント推進委員会設置規程（以下「推進本部・推進委員会設置規程」といいます。）を定め、公共施設等を所管する課の属する局区室ごとに「推進委員会」を設置することとしています。【推進本部・推進委員会設置規程第1条第2項】

公の施設を所管する局室の推進委員会においては、公の施設の点検、非公募による指定管理候補者の選定及び指定管理者のモニタリング・評価等、所掌する事務を適切な時期に実施する必要があります。実施にあたり十分な検討、審議を行うとともに、事後検討時のためにも検討過程について十分な記録化に努めます。

【推進本部・推進委員会設置規程 第1条】（設置）

2 公共施設等を管理する所管課の属する各局区室には、公共施設等の総合的かつ計画的な管理及び公の施設の効率的かつ効果的な管理運営を推進するため、公共施設等マネジメント推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（1）推進委員会の構成員

推進委員会の構成員は、各局区室の幹部職員及び関係課長等とし、事務局は局区室主管課で行います。また、局区室の体制に応じた推進委員会運営要領を作成し、運営します。

なお、推進委員会の構成員となったものが、審議対象施設の指定管理候補者の役員を兼任する場合は、推進委員会における当該議事に加わらないよう徹底してください。

（2）推進委員会で検討する事項

- 公の施設の点検結果の適否に関すること。
- 非公募による指定管理候補者の選定に関すること。
- 指定管理者のモニタリング・評価に関すること。
- 指定管理者に対する指定取消しの適否に関すること。
- 指定管理者に対する管理業務の全部又は一部の停止の適否に関すること。
- 指定管理者への指示及び指定管理者からの改善結果の報告に関すること。
- 指定管理者の事業報告書に関すること。

【推進本部・推進委員会設置規程 第7条】（推進委員会の所掌事務）

第7条 推進委員会は、次に掲げる事項について協議・検討し、その結果を所管課に通知するとともに、必要があると認めるときは、所管課に対して必要な指示を行うものとする。

- (1) 各局区室の公共施設等の総合的な管理及び局区室内の個別施設計画の推進に関すること。
- (2) 土地の有効活用に関すること。
- (3) 岡山市公の施設の管理等に関する規則（平成19年市規則第314号。以下「規則」という。）第4条各号に規定する事項及び第5条第1項各号の該当の適否に関すること。
- (4) 規則第8条第1項各号の規定による指示及び同条第3項の規定による報告に関すること。
- (5) 規則第9条第2項に規定する事項の適否に関すること。
- (6) 地方自治法第244条の2第7項の事業報告書に関すること。

2 推進委員会は、前項の規定により協議・検討した事項のうち、全庁的な影響があると判断するものについては、推進本部に報告するものとする。

5 岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会

岡山市では、指定管理候補者選定過程の透明性及び客観性の向上を図るため、平成25年4月に、岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会設置条例（以下「選定委員会設置条例」といいます。）を定め、指定管理候補者の公募及び選定に関して必要な調査審議を行わせるための市の附属機関として、外部委員で構成する「岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会」を設置しています。

【選定委員会設置条例 第1条】（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の公募及び選定に関し、必要な調査審議を行わせるため、法第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（1）選定委員会の所掌事務

選定委員会は指定管理者を公募するときに諮る附属機関であり、次の2つの事項を所掌します。

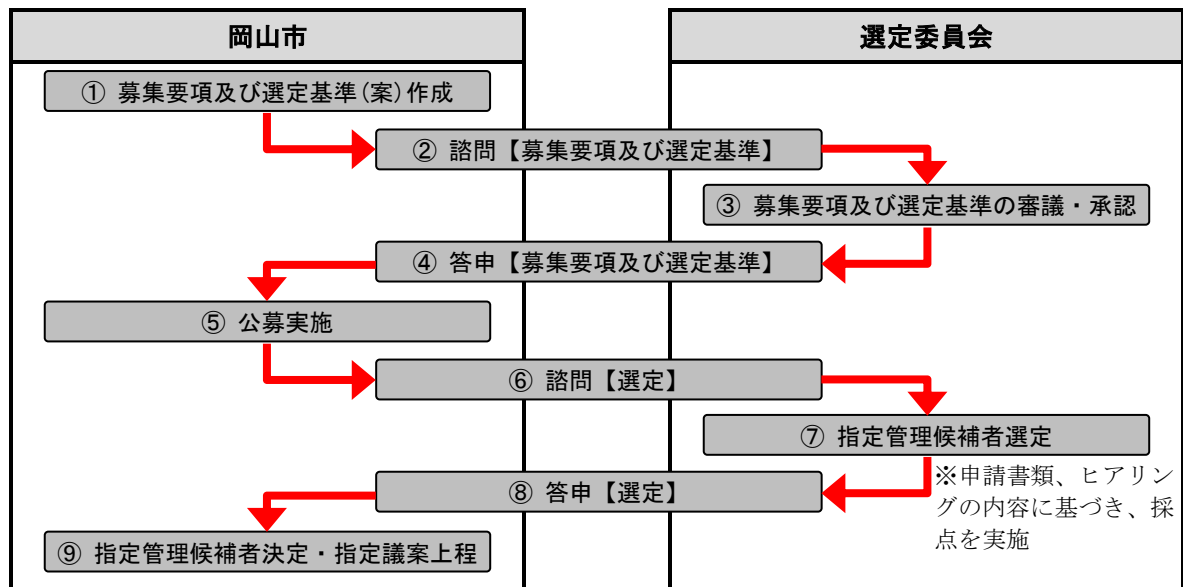
- ① 指定管理候補者を公募するときの募集要項及び選定基準に関すること。
- ② 公募による指定管理候補者の選定に関すること。

【選定委員会設置条例 第2条】（所掌事務）

第2条 委員会は、市長及び岡山市教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指定管理候補者を公募するときの募集要項及び選定基準に関すること。
- (2) 公募による指定管理候補者の選定に関すること。

■ 選定委員会における指定管理候補者選定の流れ



[注記] 1) 実務上、選定に係る諮問（上図⑥）については、あらかじめ募集要項及び選定基準に係る諮問（上図②）と合わせて行います。

(2) 選定委員会の構成

ア 選定委員会の組織及び委員等

選定委員会は、次のとおり、委員及び臨時委員（以下「委員等」といいます。）により構成されます。

	人数	任期	再任	審議対象施設
委員	10人以内	2年	可	指定なし
臨時委員	必要に応じて増員	市長が必要と認める期間	可	指定あり

【選定委員会設置条例 第3条】（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、調査審議させる公の施設を指定して、臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を増員することができる。

【選定委員会設置条例 第4条】（委員）

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、市長が必要と認める期間とする。

4 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

イ 部会の設置

選定委員会は、所掌事務の一部について調査審議させるため、必要に応じて部会（委員長が指名する委員等10人以内で組織）を置くことができます。

なお、部会の運用については、次のとおりとします。

- ① 局室単位の部会設置を基本とします。
- ② 市は、原則として同一年度における公募の件数が全庁で4件（同種の施設を複数に分割して公募する場合は、財産活用マネジメント推進課と協議すること。）を超えることが明らかである場合には、部会の設置を選定委員会に諮ることとします。
- ③ 選定委員会（親会）の事務局は財産活用マネジメント推進課、部会の事務局は関係局室主管課で行うこととします。

ただし、部会の設置については、選定委員会設置条例第7条第1項の規定に基づき、選定委員会の権限で決定するため、常に上記①②の扱いになるものではありません。

【選定委員会設置条例 第7条】（部会）

第7条 委員会は、第2条に掲げる所掌事務の一部について調査審議させるため、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員10人以内で組織する。 （以下省略）

ウ 委員等の除斥

委員等は、自己又は親族（2親等以内）が、調査審議の対象となる公の施設に関して、指定管理者又はその応募者の役員等の地位にある場合や、自己が当該団体と直接の利害関係にある場合は、当該施設に係る調査審議に参加することができません。

（平成25年7月10日開催選定委員会議決）

(3) 委員等の選任

ア 委員等の選考対象

委員等は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱することになりますが、委員等の就任依頼にあたっては、次のような候補者を選考しています。

対象分野等	具体例
① 法務に関して知識経験を有する者	弁護士、大学教授等
② 財務に関して知識経験を有する者	公認会計士、税理士、中小企業診断士等
③ 行政、施設の管理運営、経済、経営等に関して知識経験を有する学識経験者等	大学教授、行政経験者等
④ 当該施設分野に関する専門家や公的又は公共的団体等の代表	大学教授、関係団体の代表等
⑤ 地域団体の代表や利用者の代表等	地域組織、利用者団体の代表等
⑥ その他指定管理候補者を適正に選考できると市長が認める者	

なお、委員等の人選にあたっては、岡山市における審議会等の委員の選任基準を満たしている必要があります。

イ 委員等就任までの流れ

委員等の就任までの事務の流れは、概ね次のとおりです。

項目	内容	時期(目安)
① 就任打診	財産活用マネジメント推進課は委員の候補者を、公募対象施設所管課は臨時委員の候補者を選考し打診。 ※ 弁護士、公認会計士等の場合は、財産活用マネジメント推進課が委員、臨時委員とも各士会に推薦を依頼。	1月～ 3月
② 就任内諾	委員等候補者から就任内諾の旨を確認。 (委員等候補者から選定委員会事務局に、「委員登録票」を提出。)	
③ 就任依頼	選定委員会事務局から委員等候補者に、「就任依頼書」を送付。 ※ 大学教授の場合は、大学に対して就任(兼業)について依頼。	4月～ 5月
④ 就任承諾	委員等候補者から選定委員会事務局に、「就任承諾書」を返送。	
⑤ 委嘱書交付	決裁後、選定委員会事務局から委員等候補者に、「委嘱書」を交付。	6月

委員等の就任依頼に先立ち、弁護士会、公認会計士協会等への委員推薦依頼は、選定委員会事務局(財産活用マネジメント推進課)が取りまとめて行います。

臨時委員には、施設分野に関する専門家や、公的又は公共的団体等の代表、利用者代表等を選任することができます。この場合には、施設の所管局室課において上表の①、②の事務を行い、財産活用マネジメント推進課に報告することとします。

委員等の委嘱事務は、財産活用マネジメント推進課が行います。

ウ 委員等の報酬

(ア) 報酬額

日額 7,500円/人 *根拠:「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」
別表第1:法令又は条例の規定による委員等の欄

(イ) 報酬支払方法

会議に出席した委員等に対し、あらかじめ源泉徴収税額を差し引いた額を、会議当日に現金で直接支払います。

なお、委員報酬に係る予算要求・執行及び個人番号（マイナンバー）の収集・登録については、財産活用マネジメント推進課が行います。

(4) 会議の公開・非公開及び傍聴

ア 会議の公開・非公開

附属機関の会議は公開が原則ですが、岡山市会議公開要綱（以下「会議公開要綱」といいます。）第5条の規定に基づき、岡山市情報公開条例第5条各号のいずれかに該当することについて会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

なお、選定委員会又は部会の会議の公開・非公開については、毎年度選定委員会に諮り決定します。

イ 会議の傍聴

選定委員会において会議を非公開と決定されない場合は、傍聴が可能【会議公開要綱第7条】ですが、資料は非開示情報を含む場合には配布しません。【会議公開要綱第8条】

(5) 会議結果及び答申

ア 会議録

選定委員会及び部会の会議録は、会議公開要綱別記様式により、録音テープを使用した要点記録として作成し、委員長又は部会長の決裁をとることとします。

イ 審議結果報告書

選定委員会又は部会における審議結果については、審議結果報告書を作成します。

なお、審議結果報告書の内容については、委員長又は部会長の決裁により決定されます。

ウ 答申

選定委員会における審議結果に基づき、選定委員会から市への答申が行われます。

市においては、この答申の内容をふまえ、指定管理者の募集要項及び選定基準の決定、又は指定管理候補者の決定を行うこととなります。

※全文記録

選定委員会及び部会の議事内容は、録音テープを使用した全文記録として作成します。

なお、全文記録作成にあたっては、会議に臨席して要点を速記し、録音ファイルから全文記録を作成する業務を、財産活用マネジメント推進課から外部に委託します。

6 公の施設の点検と指定管理者導入施設の方

(1) 公の施設の点検

公の施設については、原則として5年ごとに（施設又はその管理等に変更があったときはその都度、指定管理者の指定期間中であるときはその最終年度までに）、市民ニーズ等について点検を行います。本点検は、今後のより良い施設管理、運営に活かすためのものであり十分な検討、審議が必要です。

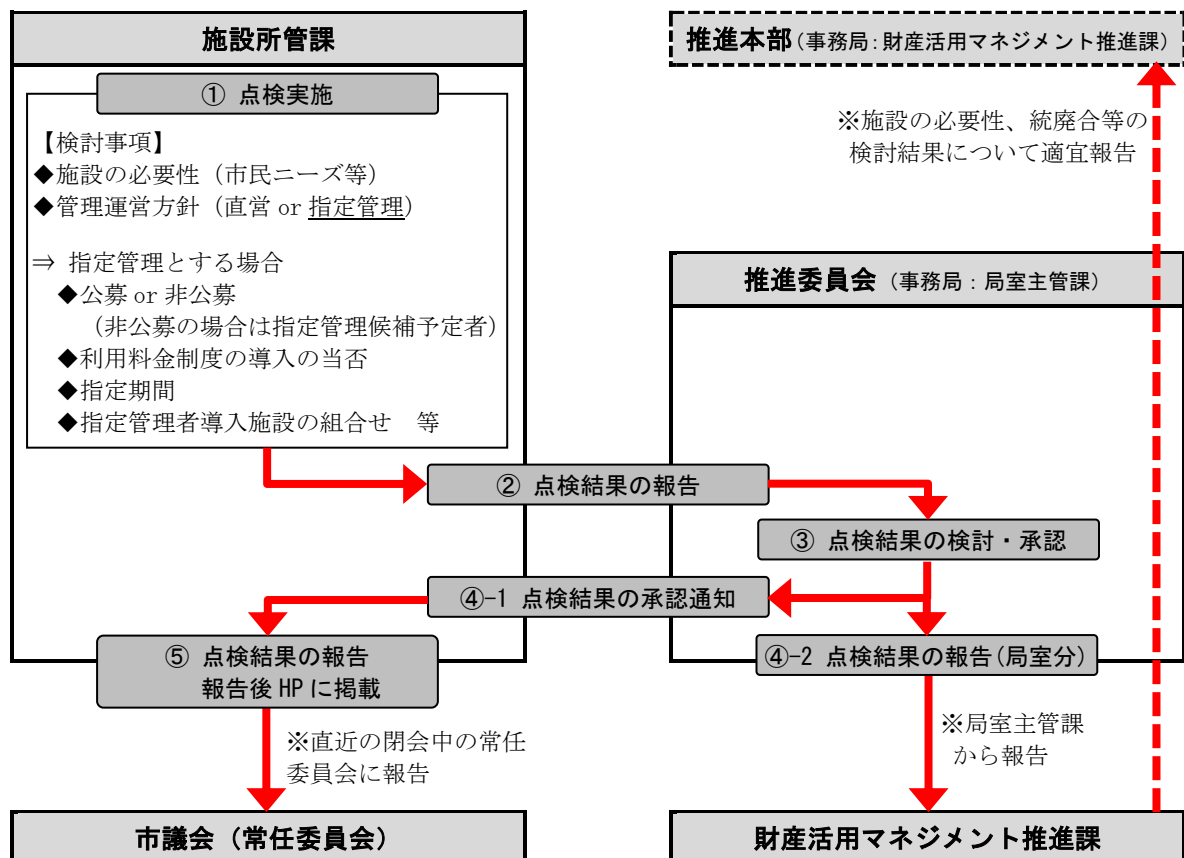
本点検結果を直近の常任委員会に報告後、施設所管課の岡山市公式ウェブサイトにて公表します。公表する際には、コンテンツ分類で「事業者情報＞入札・契約＞指定管理者の公募状況等＞公の施設の点検結果＞令和●年度実施分（該当年度分）」を選択してください。

公表は次回の公の施設の点検まで掲載してください。

【規則第3条】（公の施設の点検）

第3条 公の施設の設置及び管理に関する業務を所管する部署（以下「所管課」という。）は、その所管する公の施設に関し、原則として5年ごとに（施設又はその管理等に変更があったときはその都度、指定管理者の指定期間中であるときはその最終年度までに）、市民ニーズ等について点検を行わなければならない。ただし、その設置若しくは管理方法等が法令等により定められている施設である場合又は点検に伴う改善の余地がないと認められる事項である場合については、この限りでない。

■ 公の施設の点検の流れ



[注記] 1) 公の施設の点検結果については、推進委員会による検討・承認後、各施設所管課から直近の市議会閉会中の常任委員会に報告することとし、常任委員会に報告後、公の施設の点検結果を順次岡山市公式ウェブサイトにて公表していきます。

2) 推進委員会で検討・承認された公の施設の点検結果のうち、施設の必要性、統廃合等に係る内容については、財産活用マネジメント推進課が取りまとめ、推進本部に適宜報告します。ただし、推進本部は、点検結果に対して同意・承認等を行う機関ではありません。

(2) 管理運営方針の検討

公の施設の管理運営について、次のいずれかを選択します。

- ① 岡山市による直営（一部民間事業者等への業務委託を行う場合を含む。）
- ② 指定管理者による管理

公の施設の管理運営方針の検討にあたっては、最小の経費で最大の効果を念頭に、どの管理形態が、より効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成できるかを主眼に検討を進めていく必要があります。

したがって、必ずしも指定管理者制度を導入することが最終目的ではありません。

なお、現段階で岡山市による直営とする施設（岡山市における管理権限を留保する必要性が高い施設、又は指定管理者制度を導入する必然性の低い施設）として、次のようなものが想定されます。ただし、これらはあくまでも例示であり、実際に直営と結論付けるにあたっては、個々の施設ごとに、設置の経緯や現状分析に基づき、十分に検討を行う必要があります。

■ 直営の例

- 個別法の規定により、指定管理者制度の適用が認められない施設
 - * 下記「他の法律との関係」を参照
- 岡山市の施策を展開するために、政策的に直営を維持する必要があると認められる施設
- 利用の平等性、公平性など、行政でなければ確保できないような高度な公的責任（個人情報保護、利害調整、権利保護等）が必要な施設
- 指定管理者として適切な民間事業者等が存在しないことが明らかな業務の特殊・専門性を必要とする施設
- 民間ノウハウ等を活用してもサービス向上や管理運営の費用対効果・効率性の向上が期待できない施設。（※民間事業者等への一部業務委託により、管理可能な施設を含む。）
- 大規模改修を実施中又は予定している施設
- 施設の廃止を含めたあり方を検討中の施設

*他の法律との関係

個別の公物管理法が定められている場合で、当該公物管理法中に法と異なる定めが置かれている場合、当該個別法が優先的に適用されます。したがって、公の施設の管理に関連する業務であっても、次のように実施について法令の制約等がある業務は、指定管理者に委任することはできないとされています。

ただし、下記の施設であっても、関係省庁からの通知に基づき、次のとおり一部業務を指定管理者に行わせることができるとされています。

対象施設	優先適用される個別法	指定管理者に行わせることができる業務
道路	道路法 (管理者は長のみ)	道路の清掃、除草、単なる料金の徴収業務で定型的な行為に該当するもの等
河川	河川法 (管理者は長のみ)	河川の清掃、除草、軽微な補修（階段、手摺り、スロープ等河川の利用に資するものに限る。）、ダム史料館等の管理・運営等

(3) 「岡山市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」による検討

直営を選択した場合で、公の施設の運営費（人件費等含む）が年間1億円以上である公の施設等については、「岡山市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」第7条に規定する“簡易な検討”を実施し、その結果をうけてもなお直営を選択した場合は、その理由等を公表する必要があります。

なお、指定管理者制度活用を選択した場合は、“簡易な検討”を省略することができます。

《岡山市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程》

（優先的検討の開始時期）

第4条 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合、公共施設等の運営等の見直しを行う場合、岡山市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に従い個別施設の整備等を検討する場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

（優先的検討の対象とする事業）

第5条 次の各号のいずれにも該当する公共施設整備事業及び事業の規模にかかわらず、市において優先的検討が必要と判断した公共施設整備事業は、優先的検討の対象とする。

(1) 次のいずれかに該当する事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業

イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

(2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）

イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

（対象事業の例外）

第6条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業は、優先的検討の対象としない。

(1) 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業

(2) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業

(3) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

第7条 優先的検討を行う場合、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、第9条若しくは第10条の規定による評価(以下「簡易な検討」という。)又は第12条に規定する詳細な検討(以下「詳細な検討」という。)に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法(以下「採用手法」という。)を選択するものとする。

2 前項の場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

第8条 採用手法が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより、採用手法の導入を決定することができるものとする。

(1) 指定管理者制度 簡易な検討及び詳細な検討の省略

(2) 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施

(3) 民間事業者からPPP/PFI手法に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間の費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施

(4) 設置条例の改正

直営から指定管理者による管理に変更することとした場合には、当該公の施設の設置条例を一部改正し、指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲などについて規定する必要があります。なお、設置条例の改正議案の上程は、公の施設の点検結果の議会への報告と同時に行います。

【法第244条の2】(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。(中略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。(以下省略)

(5) 指定管理者の公募・非公募

公の施設の点検において、指定管理者による管理とする場合には、指定管理者の選定方法を公募にするか、非公募にするかについても、推進委員会の承認を得る必要があります。

指定管理候補者を選定しようとするときは、**公募を原則**とします。

ただし、規則第5条ただし書きに該当すると推進委員会が認める場合は、公募の方法によらず非公募とすることができます。

また、非公募とする場合には、指定管理者として予定する団体等についても明らかにし、推進委員会の承認を得ておく必要があります。

【規則第5条】(指定管理者の候補者の公募等)

第5条 所管課は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者の候補者を選定しようとするときは、その候補者を公募しなければならない。ただし、推進委員会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

(1) 次項の規定により作成した選定基準に適合する法人その他の団体が1団体に特定されるとき。

(2) PFI事業の期間内において、当該事業者により管理が行われているとき。

(3) 公の施設の設置目的又は本市の政策目的を実現するために、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき。

(4) 指定管理者の公募において応募がなかった場合等公の施設を継続的に管理するため緊急やむを得ない事情があり、特定の法人その他の団体に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき。

(5) 指定管理者による管理を行っている公の施設のうち、その統合、廃止、休止等(以下「統廃合等」といいます。)が決定又は公の施設のあり方を検討中のものにおいて、統廃合等するまでの間又はそのあり方が決まるまでの間、現に指定管理者である者に管理を行わせることが最も合理的であると認められるとき。

(6) その他公募を行わないことについて特別な理由があると市長が認めるとき。

(6) 指定管理者導入施設の組合せ

指定管理者の選定にあたっては、施設の設置目的や特性・実情等を考慮し、複数の施設の管理運営を一つの指定管理者が行うことによって、それぞれの施設の設置目的が効果的に達成されると考えられる場合には、複数の施設を一体として（組み合わせて）指定管理者の選定を行います。

■ 指定管理者導入施設の組合せの考え方

組合せのパターン		考え方
同種施設	同一の条例を根拠として設置される施設が多数存在する場合	複数施設を一つの指定管理者が管理運営することによる、スケールメリットの活用とリスクとを比較検討します。
複合施設	異なる条例を根拠として設置される公の施設が一つの建物に合築されている場合	各公の施設の設置条例における設置目的を「最も効果的に達成することができる者」を指定管理者として選定することが原則となります。 一体的な管理運営による効率性の向上（又は分割による効率性の低下）及びサービス水準の維持・向上（又は分割によるサービスの質の低下）が、具体的に見込まれる場合などが考えられます。

(7) 指定期間

指定期間は、法令上特段の定めはありません。短期間の指定では、優秀な人材の確保が困難であることや、備品の消耗や減価償却、機器のリース期間が概ね5年であり、3年の場合は割高になること、また、長期間の指定では、社会経済情勢の変化に対応できなくなる、民間の参入機会の提供を阻害する、などの問題が考えられることから、岡山市における指定期間は、5年を標準とします。

(8) 公共施設のオンライン予約システム導入の検討

令和4年度からの岡山市DX推進計画において、全庁的な公共施設の共通予約システムとして、予約運用や方法の統一を図り、あわせてオンライン決済等の導入により市民の利便性向上を図るため、新システムを構築し令和7年4月から本格稼働することから、新たに指定期間を迎える施設においては、デジタル推進課と協議の上、システム導入について積極的に検討してください。

7 指定管理者制度と民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の関係

（1）指定管理者制度とPFI

PFI（Private Finance Initiative）とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施し、市民サービスの向上やトータルコストの削減を図る事業手法です。

PFI法は平成11年に公布されて以降何度も改正されています。その改正のうち、主な内容の一つとして平成23年6月1日の改正の公共施設等運営権制度の導入があります。

公共施設等運営権とは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式です。ただし、施設を運営・維持管理することは含まれるが、建設することは含まれず、施設を新設する場合には、通常のPFI事業で民間事業者が建設を行った後に、当該事業者運営権を設定することが想定されています。

指定管理者制度とPFIは、根拠法などにおいて違いはあるものの、どちらも民間の力を活用しようという趣旨の制度です。

公の施設の管理業務において、実施可能な範囲は異なっており、例えば通常のPFI事業では事業者は「事実上の行為」を行うことはできるが、指定管理者制度において可能な「利用料金の収受や設定」、「施設の使用許可」は行うことができません。

公共施設等運営権では、「利用料金の収受や設定」行えるものの、指定管理者制度において可能な「施設の使用許可」を行うことはできないなどの違いがあります（次頁の表を参照）。

「公の施設」におけるPFI法と指定管理者制度の関係

公の施設の管理業務	通常のPFI事業 (PFI法)	公共施設等運営権 (コンセッション) (PFI法)	指定管理者制度 (地方自治法)
事実上の行為	○	○	○
定型的行為			
使用料等の収入の徴収			
ソフト面の企画			
利用料金の収受	×	○	○
利用料金の設定	×	○	○
施設の使用許可	×	×	○
運営権への抵当権の設定	×	○	×

(2) 指定管理者制度とPFI方式の併用

PFI事業者は、公の施設の管理において、指定管理者の指定を受けることにより、「利用料金の収受や設定」、「施設の使用許可」を行うことが可能となるが、指定管理者の指定とPFI法に規定する契約とは異なる制度に係る手続きであることから、一方の手続きが、自動的に他方の手続きを兼ねることはできません。

《留意事項》

- ①指定管理者は、指定管理者に係る事項を定めた公の施設の設置条例が制定された後に、当該条例において定められた公募等の手続きに則って選定されるものであるが、指定管理者制度が導入される前にPFI事業者が決定されている場合等においては、公募等の手続きによることなく、PFI事業者を指定管理者として選定することができるよう指定管理者に係る条例を定めることは可能です。この場合においては、指定管理者に係る事項を定めた公の施設の設置条例を制定する議会と同一会期中に指定管理者の指定の議決を行うことも可能です。
- ②PFI事業により新たに公の施設を設置し、指定管理者制度を導入する場合、指定管理者に係る事項を定める公の施設の設置条例に関する議決は、その対象となる公の施設の概要が明らかになった時点で定めることができます。
- ③公共施設等運営権については、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（平成25年6月6日内閣府PFI推進室発表。）」の「9-2 指定管理者との関係」の留意事項を参照してください。
- ④指定管理者との協定の締結にあたっては、PFI事業契約書との整合性にも留意してください。また、公の施設の管理業務において、PFI法で実施できない業務であって指定管理者制度において実施可能な業務、法第244条の2第7項にもとづく事業報告書のように指定管理者に提出が義務付けられている事項及び指定管理者の指定の取消しに

関する事項（実施契約の運営権の取消しの要件と同一にする）等についても、もれなく記載してください。